

豊田市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託 仕様書（案）

第1 業務の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定される一般廃棄物の処理に関する計画を定めるため、令和8年度から令和17年度の10年間に於ける、本市清掃事業の基本計画を策定し、適正な事業推進に資することを目的とする。

特に「燃やすごみ」及び「事業系可燃ごみ」については、計画期間の前半において加速的に削減を進めていきたいため、そのことを踏まえた内容とする。

なお、同時期に策定作業を行う当該計画の上位計画である「豊田市環境基本計画（循環型社会と位置づけ）」と整合すること及び連携した作業を行うものとする。

第2 業務の期間

委託期間の開始日から令和8年3月31日まで

※ 一般廃棄物処理基本計画（基礎調査、計画素案）については、令和7年3月31日までに納品すること。

第3 業務の内容

1 基礎調査

次期一般廃棄物処理基本計画策定に向けて、今後の動向を把握する目的で市民及び事業者のごみに関する意識調査や、本市の一般廃棄物処理の実態を整理・評価し、課題を抽出する。

なお、アンケート調査は「環境基本計画」の策定作業で行うため、アンケートの作成支援を行うこと。

(1) 市民・事業者意識調査

ア 調査方法

市民、事業者 甲が別発注の委託業務で実施するアンケートへの作成支援を行う。

市民団体等 訪問ヒアリング

イ 調査対象数

市民 2,000件

事業者 500社

市民団体、収集運搬事業者小売事業者等 10団体程度

ウ 調査結果

乙は、調査結果の入力、集計・解析、報告書の作成を行う。

(2) ごみ組成調査結果の解析

乙は、甲が実施したごみ組成調査結果の解析を行い、施策の方向性を整理・評価する。

(3) 地域の概要の把握

(4) 自然環境の把握

(5) 社会環境の把握

人口動態、産業、超高齢化、廃棄物エネルギー、水素社会、地域性等

(6) 一般廃棄物の排出・処理状況

- ア ごみ・生活排水処理事業の概要
ごみ処理フローを作成し、ごみ処理システムを分かりやすい形で整理する。
 - イ ごみ排出量、ごみ質及び排出量等の推移
 - ウ ごみの排出抑制・資源化の推移
 - エ 収集・運搬の現況
 - オ 中間処理の現況
 - カ 最終処分の現況
- (7) ごみ処理経費（一般廃棄物会計基準）
 - (8) 国、県の動向
循環型社会形成推進基本計画、県廃棄物処理計画、廃棄物処理施設整備計画等
 - (9) 他自治体の調査（ハード・ソフト）
ごみの減量・資源化施策に関し、ソフト面・ハード面それぞれの事例を把握・整理
 - (10) 食品ロス削減推進計画
一般廃棄物処理基本計画に食品ロス削減推進計画を位置づける。
 - (11) 施設整備について
ごみ焼却施設については、施設整備基本構想の策定に向けた助言を行う（事前準備）。
 - (12) 前回基本計画の評価
 - (13) 現況の一般廃棄物処理システムの類似都市との比較・評価
 - (14) 問題点の整理と課題の抽出

2 計画策定

一般廃棄物処理基本計画（基礎調査）において明確となった問題点や課題の解決に向けて、対応すべき基本フレームを検討した上で、基本計画を立案する。

なお、実施に当たっては、平成28年9月改訂の「ごみ処理基本計画策定指針」及び平成2年10月の「生活排水処理基本計画策定指針」（いずれも環境省）に準拠すること。

- (1) 基本的事項
計画策定の背景及び目的を示し、計画の位置付けを整理する。また、計画の期間と計画の対象区域について明らかにする。
- (2) 基本フレームの検討
一般廃棄物処理基本計画を構築する上で基本となる将来人口やごみ処理量などの基本フレームについて検討する。
 - ア 循環型社会構築のための基本方針の策定
 - イ 計画目標年次の設定
 - ウ 目標年次における基本フレーム
 - (ア) 将来人口の推計
 - (イ) 事業活動等の将来予測
 - (ウ) ごみ排出量の予測
 - (エ) 目標値の設定
 - (オ) 対策のケーススタディ
- (3) ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- ア 本市の役割
- イ 市民の役割
- ウ 事業者の役割

(4) 一般廃棄物処理基本計画の立案

基本フレーム及び排出抑制のための方策を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画を推進するために必要となる収集・運搬、中間処理、最終処分計画等の一般廃棄物処理計画を立案する。

- ア 収集・運搬計画
- イ 中間処理計画
- ウ 最終処分計画
- エ その他必要事項

(5) 策定のポイント

- ア 地球温暖化防止対策に関すること
- イ 将来的に対応すべきごみ（紙おむつ等）を考慮すること。
- ウ 食品ロス削減を始めとする生ごみの減量・資源化の推進に関すること
- エ プラスチック資源循環法への対応に関すること
- オ 次期ごみ焼却施設を始めとする各施設の整備方針に関すること
- カ デジタルトランスフォーメーションを始めとする新たな技術の活用に関すること
- キ ごみの有料化に関すること

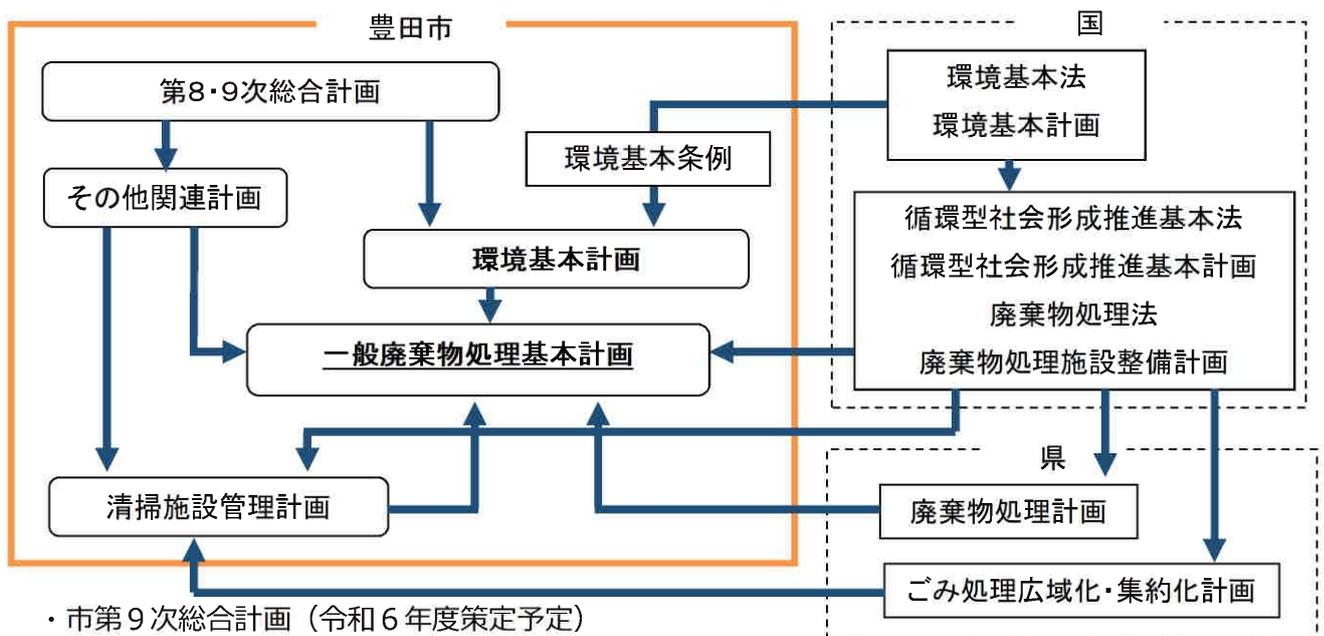
(6) 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画の作成については、基礎調査結果を踏まえて行う。

(7) パブリックコメント

本計画の策定に関する範囲で、環境基本計画の策定過程で行われるパブリックコメントの支援を行う。また、必要に応じて、内容を反映させる。

(8) 関連計画



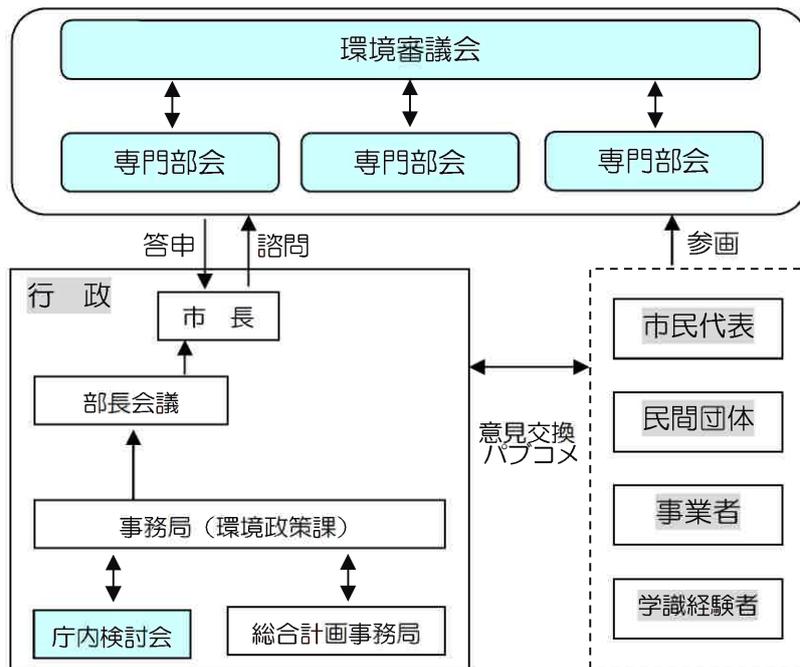
- ・市第9次総合計画（令和6年度策定予定）
- ・市環境基本計画（令和7年度策定予定）※循環型社会として本計画を位置付け予定
- ・市一般廃棄物処理基本計画

- ・市清掃施設管理計画
- ・市污水適正処理構想
- ・県廃棄物処理計画
- ・県ごみ処理広域化・集約化計画（令和3年11月）

3 豊田市環境審議会の支援

受託者は、本市が開催する豊田市環境審議会（年3回程度開催）、専門部会（必要に応じ開催）、関係課会議（年3回程度開催）及びその他必要に応じて処理基本計画等策定に係る会議等に出席し、資料の作成支援、議事録の作成及び必要に応じて説明を行うものとする。

《計画策定体制のイメージ》



第4 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書によるものとするが、実施に際し、業務内容の変更又は当該業務以外の項目に必要なが生じた場合は、その都度、本市とその対応について協議の上、決定するものとする。

第5 関係法令の遵守

本業務においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）他、関係する法令・省令・規則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

第6 業務体制

受託者は本業務の遂行に当たり、業務担当責任者及び本業務の実務に主に携わる主任担当者配置するものとする。

業務担当責任者は、本委託業務全般にわたり、技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

第7 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するために、業務担当責任者と本市担当者は常に密接な連携をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が全て議事録を作成し、相互に確認しなければならない。

第8 作業スケジュール

下図は大まかな作業期間であり、作業スケジュールはこれを基本とする。

環境基本計画策定のスケジュールも考慮したスケジュールとすること。

時期 項目	令和6年度												令和7年度												
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
基礎調査			→										●												
処理基本計画			→										● 素案	→											●
環境審議会			●				●				●		●		●										
専門部会		↔			↔			↔				↔			↔			↔							
関係課会議		↔		↔		↔		↔			↔		↔		↔		↔								
環境基本計画	計画策定		→																						
	議会上程																						●		
	パブリックコメント												↔												

第9 資料貸与

- 1 本市は、委託業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、本市の承認を得なければならない。また、貸与された資料は必要がなくなった時点又は業務完了時に全て返却するものとする。

第10 成果物

- 1 本業務に基づき、以下の資料を作成する。なお、電子データについては、CD等汎用的な記録媒体により提出する。
 - (1) 令和6年度
 - ア 一般廃棄物処理基本計画（基礎調査、素案） 簡易製本 A4 30部
 - イ 一般廃棄物処理基本計画（基礎調査、素案）に関する電子データ 一式
 - (2) 令和7年度

ア 一般廃棄物処理基本計画書	A4 50部
イ 一般廃棄物処理基本計画書（概要版 P8）	A4 100部
ウ 議事録、打合せ記録 一式	
エ アからウに関する電子データ 一式	

2 成果物は全て本市の所有とし、本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

第11 支払

委託料の支払整理日は令和6年度末及び業務完了時とし、2回払い（令和6年度分は60.0%）とする。ただし、支払額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額の合計を最終回に合わせて払うものとする。

第12 再委託の禁止について

- 1 受託者は本業務を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- 2 この業務における「主たる部分」とは、豊田市一般廃棄物処理基本計画策定業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- 3 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考図書・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- 4 受託者は、第2項及び第3項に規定する業務委託の再委託に当たっては、書面により市の承認を得なければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

第13 その他事項

この仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者がその都度協議の上、決定する。